

# 南国市くらしのガイド（２０１８版）官民協働発行事業者公募要領

## １ 趣旨

この要領は、市民の暮らしに役立つ情報を提供するため、市役所の窓口や各種手続、公共施設等の行政情報と観光や歴史等の地域情報を掲載した市民向けの情報誌「南国市くらしのガイド（２０１８版）」（以下「くらしのガイド」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して南国市と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行するに当たり、くらしのガイドの発行に関する企画提案を広く募集し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## ２ くらしのガイドの概要

### （１）事業名

南国市くらしのガイド（２０１８版）官民協働発行事業

### （２）作成期間等

ア 作成期間 協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

イ 発行 平成 30 年 3 月

ウ 利用期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

### （３）作成予定部数

27,000 部 （印刷時に決定）

（内訳）

・市内各世帯配布 21,000 部

・市転入者 4,500 部（参考：転入件数 約 1,500 件／年度）

・施設窓口等 1,500 部（市役所等の窓口で希望者に配布）

※提案により、作成予定部数以上の作成を行い配布することも可とする場合がある。

### （４）構成

| 区 分  | 内 容                       | 割 合   |
|------|---------------------------|-------|
| 行政情報 | 市役所の窓口や各種手続、公共施設、市民活動等の情報 | 70%以上 |
| 地域情報 | 観光や歴史、医療機関、地図等の情報         |       |
| 広 告  | 企業等の広告                    | 30%以下 |

※ 割合については、全紙面に占める割合とする。

### （５）作業分担

#### ア 南国市

- ・行政情報に係る掲載原稿及び資料の提供
- ・市転入者への配布及び施設窓口等での配布
- ・行政情報、地域情報に関する問い合わせ・苦情への対応

#### イ 事業者

- ・企画（市から情報提供があったものを含め掲載内容等の立案）、編集（レイアウト、デザイン等）、印刷及び製本等、作成に係る一切の業務
- ・広告主の募集及び広告作成に係る一切の業務
- ・市内各世帯への配布
- ・広告に関する問い合わせ・苦情への対応

(6) 協定書(案)

別添『「南国市くらしのガイド（2018版）」官民協働発行事業に関する協定書（案）』のとおりに。

(7) 仕様

別添「仕様書」のとおりに。

### 3 費用負担

企画、編集、印刷、製本、納品及び配布など、くらしのガイドの作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

### 4 応募資格等

この企画提案に応募できるのは、次の各号に掲げる条件をすべて満たす NPO 法人、公益法人、民間企業、その他の法人又は法人以外の団体及び個人とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定又は民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定を受けた者で、更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた日以降に、市の入札参加の再認定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (3) 南国市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第 3 条各号のいずれにも該当しない者であること。

### 5 応募書類の提出

(1) 応募期間

平成 29 年 7 月 7 日(金)から平成 29 年 7 月 20 日(木) 午後 5 時まで(必着)

(2) 応募書類

ア 応募用紙(様式 1)

イ 企画提案書(様式 2)

ウ 誓約書(様式 3)

エ 市税等の滞納がない旨の納税証明書

(ア) 南国市税の納税証明書(写し)

「直近の証明可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。(証明年月日が応募書類提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。)

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書の写しを添付すること。(電子納税証明書は不可)(証明年月日が応募書類提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。)

オ その他の書類(任意) ※企画提案書記載要領に従って提出すること。

※ 提出された書類は返却しない。

※ 指定する様式は、南国市ホームページからダウンロードすることができる。  
ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

○ 配布期間

応募期間と同じ

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

○ 配布場所

問合せ先に同じ（南国市企画課秘書広報係）

(3) 提出部数

企画提案書は 7 部（うち 5 部は写し可）、その他の書類は各 1 部

(4) 提出方法

応募書類を次のいずれかの方法により、応募期間内に提出すること（提出先は、問合せ先と同じ）。

ア 持参

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 郵送

特定記録郵便等とし、平成 29 年 7 月 20 日（木）午後 5 時までの必着とする。

(5) その他

ア 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式 4）を提出すること。また、企画提案書の提出から協定締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

イ 提出された企画提案書について、内容についての質問及び補正を命じることがある。

ウ 企画提案書の再提出は応募期間内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

エ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

## 6 質問及び回答

(1) 企画提案書の作成方法及び事業の内容について質問がある場合は、次により質問書（様式 5）を提出すること。

ア 提出先 問合せ先に同じ（南国市企画課秘書広報係）

イ 提出方法 企画課秘書広報係に電話連絡のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出

ウ 提出期限 平成 29 年 7 月 13 日（木）※必着

(2) (1)の質問に対する回答は、平成 29 年 7 月 18 日（火）までに、南国市ホームページに随時掲載する。

## 7 選定等

(1) 選定方法

審査委員会において、応募者から提出された企画提案書をもとに審査を行い、基本項目と任意項目の評価点の合計点を応募者の得点とする。

その際、得点が評価点の満点に対し 6 割未満の応募者は、選定の対象外とする。事業候補者の選定は、得点の高さに基づき優先順位を決定する。なお、得点が同点となった場合は、基本項目の評価点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

ただし、いずれの方法によっても事業候補者の優先順位が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

また、応募者が 1 者の場合においても審査委員会において審議を行い、事業候補者の可否を決定する。

## 南国市くらしのガイド（２０１８版）官民協働発行事業者選定審査委員会 委員名簿

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 企画課長   |
| 委員  | 総務課長   |
| 委員  | 市民課長   |
| 委員  | 商工観光課長 |
| 委員  | 情報政策課長 |

### (2) 選定基準

別添『「南国市くらしのガイド（２０１８版）」事業候補者評価要領』のとおり。

### (3) ヒアリング

審査委員会は、企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて応募者からのヒアリングを行う。ヒアリングの実施については、別途、応募者へ連絡する。

### (4) 選定結果の通知等

すべての応募者に文書により選定結果を通知するとともに、南国市ホームページにおいて、選定結果（応募者名、評価点、順位）を公表する。

## 8 協定

本市は、優先順位の最も高い事業候補者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。ただし、決定後、当該事業者から「取下願」が提出された場合は、次に優先順位の高い事業候補者を事業者として協議を行い、協定を締結する。以降同様の方法により事業者決定及び協定締結を行う。

## 9 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、事業候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

## 10 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、南国市情報公開条例第 6 条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (5) 企画提案書に記載したその他の提案については、本市との協議が調った後に実施することとする。

## 1 1 応募先及び問合せ先

〒783－8501

高知県南国市大埴甲 2301

南国市企画課秘書広報係(市役所庁舎 4 階)

電話：088 - 880 - 6553(企画課直通)

F A X：088 - 863 - 1167(代表)

E メール：n-hisho@city.nankoku.lg.jp